

平成30年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成30年11月7日

11月7日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 議案第6号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 松 枝 和 夫 | 2番 | 越 川 定 勝 |
| 3番 | 富 澤 克 彦 | 4番 | 寺 島 美 幸 |
| 5番 | 飯 森 孝 | 6番 | 片 野 壽 夫 |
| 7番 | 海 老 澤 武 | 8番 | 高 松 多 可 史 |
| 9番 | 鵜 澤 幹 司 | 10番 | 林 藤 江 |
| 11番 | 菅 谷 樹 雄 | 12番 | 内 山 勝 己 |
| 13番 | 篠 塚 正 悟 | 15番 | 伊 藤 は つ 子 |
| 16番 | 高 木 重 樹 | 17番 | 伊 藤 寛 |
| 18番 | 栗 林 利 男 | 19番 | 大 堀 潔 |

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

- 14番 高 木 甚 一

事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 2時57分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、14番 高木甚一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 高松多可史委員、11番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から23番、ページは1ページから9ページです。

整理番号1番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、9番、14番、17番および23番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番および4番、整理番号7番および8番、整理番号11番および12番、以上6件はお互いが耕作の合理化を図るため、交換により所有権移転を受けるものです。

整理番号5番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、10番、13番、15番、16番、19番および21番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号18番、譲受人が代物弁済により所有権移転を受けるものです。

整理番号20番、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号22番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

以上、23件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 班長 内山勝己委員。

12番内山委員 去る、10月29日、月曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は23件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部

効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号11番、12番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号11番、12番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号11番および12番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、それぞれが譲受人の自作地に近いことから耕作の利便を図るため協議が整ったものです。作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号11番、12番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号11番、12番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く21件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、従前より賃貸借を締結している譲受人に贈与により所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地近くの農地を取得し、耕作したい意向があります。贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番および4番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、それぞれが譲受人の自作地に隣接していることから、耕作の利便を図るため協議が整ったものです。作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号5番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自

作地の隣接農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号6番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番から10番までの4件について、6番 片野委員。

6番片野委員 まず整理番号7番および8番について、関連がありますので一括してご説明いたします。

なお、本案件は譲受人が牧野地区および与倉地区であるため、海老澤委員・坂本推進委員・五喜田推進委員と連絡をとり調査を行った結果を代表して説明いたします。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、それぞれが譲受人の自作地に近いことから、耕作の利便を図るため協議が整ったものです。作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、9番について、この申請の譲渡人は農業規模縮小のため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地近くの農地を取得し、耕作したい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、10番について、香取推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近隣地区の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号13番について、坂本推進委員と連絡をとり現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営を拡大したいため、また譲渡人は農業を行っていないため農地を処分したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

当該法人は、さつまいもの栽培を計画しておりますが経営計画や農作業計画等については、香取農業事務所改良普及課の指導を受けており、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査方向を終わります。

議 長 整理番号14番について、10番 林委員。

10番林委員 整理番号14番について、山田推進委員と電話で連絡して説明いたしました。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため、香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、譲受人は自宅脇に位置することから贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号15番、16番の2件について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号15番について、石橋推進委員と現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号16番について、やはり石橋推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産管理人が選任され譲受人は農業経営の規模拡大を図るため売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人は従前から管理しており通作には支障なく、また親戚関係でもあり所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 17 番について、15 番 伊藤委員。

15 番伊藤委員 整理番号 17 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

木内推進委員とは電話で連絡し内容についてはきちんと把握済みです。

この申請の譲渡人は相続で取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があります。譲受人は自作地に近接していることから贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 18 番について、16 番 高木委員。

16 番高木委員 整理番号 18 番について、菅谷推進委員と電話にて調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地を代物弁済により取得し耕作を行うものです。

譲渡人は、農業を行っていないため譲受人と代物弁済により農地を処分することが合意されたものです。

なお、譲受人の通作距離は、7 キロ程度、通作時間は 10 分程度と耕作可能な範囲と考えられることから許可が妥当と判断をいたします。

なお、現在もこの譲受人は田んぼ耕作しております。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 19 番については、私の案件でありますので議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号 19 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅前に位置することから売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 20 番について、18 番 栗林委員。

1 8 番栗林委員 整理番号 20 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅近くの農地を取得し耕作したい意向があり、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 21 番、22 番、23 番の 3 件について、19 番 大堀委員。

1 9 番大堀委員 整理番号 21 番から山田推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人は高齢のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 22 番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの遠隔地居住で農業を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自宅近くの農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 23 番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が自己所有地に隣接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号の 2 件を除く 21 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の2件を除く21件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年11月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から3番で、ページは10ページです。

整理番号1番は、山砂採取事業の期間延長に伴う山砂採取搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号2番は、承継を伴う太陽光発電施設用地の計画変更です。

整理番号3番は、専用住宅用地とする計画であったが、資金調達が見込めなくなったため農地に変更するものです。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、3件であります。

整理番号1番から3番について、書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でございます。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

質疑は、ありませんか。

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から17番で、ページは11ページから16ページです。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号3番から5番は同一事業であります。

転用目的は、宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号6番、転用目的は専用住宅および進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号9番、転用目的は貸家住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号10番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号11番、転用目的は駐車場および資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号12番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号13番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号14番および15番は同一事業であります。転用目的は駐車場および進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号16番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号17番、転用目的は資材置場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

以上、17件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は17件であります。

すべての案件について、写真および書類等で審査し、そのうち整理番号8番および11番の2件につきましては、現地審査を実施いたしました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でありました。

次に、現地調査案件についても調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でございました。

したがって、農地法第5条の各案件は、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かいまして、〇〇地先を入りまして左側に〇〇〇〇があります。その手前が現地でございます。

譲受人は、現在実家で暮らしておりますが結婚後の独立を考え、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では埋立等を行わず整地しますが、既に申請地に砂利が敷かれているため始末書が添付されております。

また、用水は井戸水を利用、排水については雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、農業用水路へ放流します。

なお、隣接農地は、譲渡人の所有地ではありますが申請地の方が低いいため土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、先ほど議案第2号で申し上げた場所と同じです。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある再生可能エネルギーの発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたもので

す。

申請地では埋立等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地については、土堰堤および土側溝を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番から10番までの8件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号3番から5番につきましては、関連案件ですので、一括して高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、東京都西東京郡に本店のある建築・土木事業などを営む法人ですが、住環境が整っており、〇〇〇〇〇〇より〇〇メートルほどの距離に位置する立地条件の良い申請地を宅地分譲地とする計画をしたものです。

申請地では、若干の盛り土をします。

また、用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地にはコンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号6番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇し、〇〇メートル位行った所の〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇の間の〇〇〇〇を右折し、〇〇メートル行った所で左折し、〇〇メートル先の右側にあります。

譲受人は、現在実家で暮らしておりますが、家が手狭となり独立も考え、実家隣接地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等を行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用、排水については雨水は道路側溝に放流し、汚水・雑排水

は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号7番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇より北へ〇〇メートル位行き〇〇〇〇を〇〇メートル行った所の〇〇を左折し、〇〇メートル先の右側であります。

譲受人は、現在アパートで暮らしておりますが、子の成長に伴い、手狭となっているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等を行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

なお、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号8番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇入口の〇〇〇から〇〇メートル位行った所で左折し、そこから〇〇メートル位行った右側の所です。

譲受人は、市内に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には、コンクリートブロックなどを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号9番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し

上げます。

場所は、〇〇〇〇〇より北へ〇〇メートル位行き〇〇〇〇を〇〇メートルほど行った所を右折し、〇〇メートル位行った所の左側です。

譲受人は、市内に本店のある〇〇事業や貸家事業などを営む法人ですが、周辺で宅地化が進んでおり住環境の整っている申請地を有効活用し、安定収入を得るため貸家住宅10棟を建築する計画をしたものです。

申請地では、山砂で埋立を行います。

また、用水は市営上水道を利用、排水については雨水は農業用水路に放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地には、エル字型擁壁を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号10番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇より北へ〇〇メートル行き〇〇〇〇を〇〇メートル位行った所を右折し、〇〇メートル位先の左側です。

譲受人は、現在アパートで暮らしておりますが、子の成長に加え今後家族がふえる予定であり、手狭となるため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

また、用水は市営上水道を利用、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

なお、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号11番、12番、13番の3件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇〇キロほど行きますと〇〇があるんですが、その〇〇を右折して〇〇メートルほど行くと〇〇があります。その〇〇の南面に隣接した土地でございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇の製造および販売事業などを営む法人ですが、申請地の隣接地において〇〇〇〇〇〇〇を稼働しており、利便性向上のため工場製品の搬出入用トレーラー駐機場、転回広場、来客者用駐車場、および資材置場用地を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には、コンクリート製の土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号12番について。

場所ですが、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かって〇〇キロほど行きますと、左手に〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の〇メートルほど先を左折した所にあります。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇などの販売事業を営む法人ですが、現在パート社員を含めた従業員用駐車場が不足しているため、近接地である申請地を従業員用駐車場とする計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず砂利敷きとします。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号13番ですが、これも同じ〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かいまして〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇〇〇〇〇があります。その先〇〇メートルほど行った右手になります。

譲受人は、市内で〇〇〇を営んでおり、現在〇〇〇〇用および〇〇〇〇置場用の土地を借用しておりますが、それぞれ事務所から離れた別々の場所となっています。

このため、申請地を資材置場としてまとめることで、業務の効率化および防犯対策を計画したものです。

申請地では、埋立等は行わず再生砕石敷きとします。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 14 番、15 番の 2 件について、10 番 林委員。

10 番林委員 整理番号 14 番、15 番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

山田推進委員には電話にて説明し了解を得ております。

譲受人は、専用住宅の建築を予定しておりますが、場所は地区の中の住宅地の中にあります。

進入路および駐車場用地がないため、隣接地である申請地にこれらを整備する計画をしたものです。

申請地は埋立等は行わず、砕石敷きとします。

また、用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、現状の地盤を5センチほど掘削し、その上に砕石敷きとしますので、隣接農地と高低差をつくらないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 16 番、17 番の 2 件について、13 番 篠塚委員。

13 番篠塚委員 整理番号 16 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、椎名推進委員には電話で連絡をしております。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇の方へ向かいまして、〇メートル位行った先を左折します。そして、〇〇メートル位行った右側の畑でございます。

譲受人は、市内に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第8次農用地利用集積計画は、整理番号1番から194番で、ページは17ページから107ページです。

所有権移転が11件、田が9,960㎡、畑が4,554㎡です。

賃借権設定の新規104件、田が374,886㎡、畑が95,855㎡です。

賃借権設定の再設定70件、田が356,977.84㎡、畑が2,400㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

賃借権設定の新規9件、田が78,372㎡です。

以上194件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号13番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号13番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号13番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 同じく、議案第4号 整理番号107番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号107番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号107番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 同じく、議案第4号 整理番号186番は、私の事案です。

よって、この事案についての議長は、香取市農業委員会会議規則に基づき、会長職務代理者をお願いするところですが、本日、高木会長職務代理者が欠席です。

したがいまして、本議案についての議長の選任をお願いします。

委員の皆様のご意見ををお願いします。

菅谷委員。

11番菅谷委員 幹事長の鶴澤委員にお願いしたいと思います。

議長 ただいま、鶴澤幹事長という意見がありましたが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、本議案に関しては、議長を9番 鶴澤幹事長に交代し、審議いたします。

(鶴澤幹事長へ議長を交代)

鶴澤幹事長 議案第4号 整理番号186番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○の退場を求めます。

(○番 ○○○○○○ 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号186番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号186番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○の入場を許可します。

(○番 ○○○○○○ 入場・着席)

これをもって、議長を伊藤会長へ戻します。

(伊藤会長へ議長交代)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の3件を除く191件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の3件を除く191件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の3件を除く191件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

整理番号1番から8番です。ページは108ページから113ページです。

賃借権設定の新規8件、田が78,372㎡です。

以上、8件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規

定による意見について審議を求める。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から5番で、ページは114ページから115ページです。すべて除外申請であります。

整理番号1番、事業計画は専用住宅用地です。

農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号2番、事業計画は会社敷地拡張用地です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Oの既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり該当します。

整理番号3番、事業計画は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号4番、事業計画は店舗および倉庫兼作業場用地です。

農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号5番、事業計画は駐車場用地です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、5件でございます。

整理番号1番から5番について、書類等で審査した結果、転用が可能な第1種農地例外規定および第2種農地に該当することから、問題との意見でございました。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇〇より南に向かって、道なりに約〇キロ行った所です。

事業計画者は、現在実家で暮らしておりますが、子供が増え手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇キロほど行きますと〇〇があります。その〇〇を左折して〇キロほど入った左手にあります。

事業計画者は、約20年前に申請地の隣接地に本社を建築しておりますが、今回の申請において一部が申請地にかかっていたことがわかり始末書が添付されています。

本件は、荷物の積み下ろしなどの利便性を上げるため、事業計画者の本店敷地の拡張用地とする計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号3番について、11番 菅谷委員。

11番菅谷委員 整理番号3番について、高梨推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇〇の〇〇を南へ曲がって〇〇メートルほど行った十字路の角です。

事業計画者は、現在夫婦で集合住宅に暮らしておりますが、手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

よって、議案第6号についての意見は、「問題なし」とすることと決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は27件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年11月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

以上です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時24分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人